

セルフプランについて

障害福祉サービス（障害児通所支援）を利用するにあたっては、原則として、指定特定相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者）が作成する「サービス利用計画案」（「障害児支援利用計画案」）の提出が必要となりました。

しかし、計画案の作成を依頼する相談支援事業者が見つからない場合等には、それに替えて「セルフプラン」を提出することもできます。相談支援事業者が作成した計画案の提出が難しい場合には、現在利用しているサービス事業者ともご相談いただき、セルフプランの作成をご検討ください。なお、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）とセルフプランの違いは以下のとおりとなります。

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)とセルフプラン

	サービス等利用計画 (障害児支援利用計画)	セルフプラン
定義	利用者を支援するための中心的な総合計画(トータルプラン)。計画には、本人の解決すべき課題、支援方針、利用するサービスなどが記載される。	
作成者	障害福祉サービスの場合 指定特定相談支援事業者 障害児通所支援の場合 指定障害児相談支援事業者	・本人 ・ご家族 ・支援者 など
様式	国が指定した様式(標準様式)	特に定めはないが、サービス等利用計画案と比べて、比較的軽易な記載内容で可。 (なお、当市の様式例等は、HPに掲載)
報酬	支給決定を受けた場合、作成した事業者に対して、計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費)が支給される。	報酬は支払われない。
モニタリング	市が指定した期間ごとに、サービスの利用状況等を検証するためにモニタリングを実施する。	モニタリングは実施しない。

【お問い合わせ先】

東温市役所 社会福祉課 障害福祉係
〒791-0292 東温市見奈良 530 番地 1

: 089-964-4406 (直通)